

令和7年 第4回 新富町農業委員会会議録

(令和7年4月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和7年 第4回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和7年4月28日(月)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和7年 4月28日 午後		1時58分		議長	
	閉会 令和7年 4月28日 午後		2時16分		議長	
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	長友 保	○
	2番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	芳野 京子	×	12番	仲原 亨	○
	5番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6番	藤井 貞敏	○	14番	新惠 浩二	○
	7番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 真理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	14番 新惠浩二 委員		15番 長友嘉美 委員			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 買受適格証明に基づく農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農用地利用集積計等促進計画（案）について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

報告第2号 買受適格証明に基づく農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第21号 農用地利用集積計等促進計画（案）について

議長 　ただ今から、令和7年第4回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員7名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 　3月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 　日程第1　会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に14番　新恵浩二委員、15番　長友嘉美委員を指名いたします。

議長 　日程第2　会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なし声あり）

議長 　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 　これより報告案件を議題といたします。
日程第3　報告第2号「買受適格証明に基づく農地法第3条の規定による許可申請について」事務局からの説明を求めます。

事務局 　それでは、報告第2号についてご報告いたします。令和7年第2回定例総会において「議案第7号　農地法第3条に係る買受適格証明について」においてご承認いただきました、■■地区で畜産業を営んでいる■■■■さんへの買受適格証明の案件です。令和7年3月27日に一ツ瀬川土地改良区の競売の落札者が■■さんに決定し、令和7年3月28日に本委員会へ農地法第3条の許可申請書の提出がありましたので、同日、会長専決処分を行い、許可書を交付いたしましたのでご報告いたします。以上です。

議長 　質問等はないですかね。

議長 この件については終わります。

議長 次に、議案第 19 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1 についてご説明いたします。

現地調査資料の 1 ページ目をご覧ください。申請人は■■■■さんで、申請地は大字三納代字■■■■■■及び■■■■で登記地目が田、現況が雑種地の合計 814 ㎡になります。場所については、■■■■の東側に隣接する土地になります。申請内容は駐車場となります。(航空写真で現地を示して説明) 2 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は都市計画区域内の第一種住居地域に指定されておりますので、許可相当と判断いたしました。なお、本案件はすでに整地されいる土地になっておりますので追認事例になります。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いします。

議長 7 番 太田 茂委員

太田 7 番太田が 1 番について報告したいと思います。先ほど現地を見ましたが、もう整地がしてありまして何も問題がある様な点はありませんでした。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

山口 ないです。

議長 ただ今、議案第 19 号について説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。

議案第 19 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 19 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1 についてご説明いたします。
現地調査資料の 3 ページ目をご覧ください。借受人は株式会社 ■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■■■■さん、貸渡人は■■■■■さんで、申請地は大字日置字■■■■■■■■で登記地目が畑の 1,918 m²でございます。場所については、■■地区集会所から北西に 130m ほど進んだ土地になります。(航空写真で現地を示して説明) 4 ページの利用計画図をご確認ください。申請内容が会社保養施設となります。申請理由は議案書記載のとおりで、対象地は周辺の農地の状況から、生産性の低い小集団の農地と考えられますので第 2 種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。説明については以上でございます。

議長 それでは、地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

16 番 出口幸一郎 委員

出口 16 番出口がその 1 について説明いたします。現地は、耕作放棄地というか元々そういう感じだったと思いますが、宅地を建てるそんな訳でもなく排水もいらないということで、それかつ、近隣の方にも話が付いているという事で問題ないと思います。以上です。

議長 次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 2 についてご説明いたします。
現地調査資料の 5 ページ目をご覧ください。借受人は■■■■■さん、貸渡人は■■■■■さんで、申請地は大字三納代字■■■■■■■■で登記地目が田、現況が雑種地の 514 m²になります。申請地は先ほど 4 条の

案件で説明した土地に隣接する土地になります。(航空写真で現地を示して説明) 6 ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は一般個人住宅建築となります。申請地は都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、許可相当と判断いたしました。こちらの案件も駐車場として一体で使われていた関係ですすでに整地されていまして追認事例となっております。説明は以上でございます。

議長 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いします。

8 番 鬼塚真理子委員

鬼塚 8 番鬼塚が現地調査の報告をいたします。きれいに整地されており何ら問題ないと見ました。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

山口 ないです。

議長 次に、その 3 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 3 についてご説明いたします。

現地調査資料の 7 ページになります。譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■で、申請地は大字新田字■■■■■■で■■■地区にある■■■■■■■■■■に隣接した土地になります。(航空写真で現地を示して説明) 登記地目が田で現況が雑種地の 2,158 m²です。申請内容は乾燥調製施設等で農業用施設整備になっております。建築面積は 428.09 m²、現地調査資料 8 ページの利用計画図と航空写真をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりです。農振農用地内の農業用施設及び第 1 種農地で農業用の施設を建設するということで不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。なお、本案件は圃場整備に関連してちょっと整地されており追認事例になります。説明は以上でございます。

議長 それでは、地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

9 番 長友 保 委員

長友保 9 番長友が現地調査の報告をいたします。ただいま説明があったと

おりでございます。何ら問題がないと見ましたんで報告いたします。以上です。

議長 　ただ今、議案第 20 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

井崎 　3 番の圃場整備のあれで、先月行ったですよ。その地区との話し合いはもう終わって地区の方も大丈夫だったんですかね。

事務局 　一応、建設される■■■■さん方が地区の区長さんとか、地元の方に説明はすでに行っているようで、そちらについては問題ないと判断しています。

井崎 　すぐ近くのところが■■■■■■■■■■で問題になっていたから、どうだったんだろうかと思って。

事務局 　騒音対策についても騒音がないようにと、そのあたりの話もさせていただいたところですよ。

議長 　ほかに質問等はないですか。

議長 　質問はないですか。

議長 　それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 20 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 　挙手全員ですので、議案第 20 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 　次に、議案第 21 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 　それでは提案理由についてご説明いたします。議案第 21 号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画

を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものです。以上です。

議長 それでは、その1からその56まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第21号についてご説明いたします。
農地中間管理事業の未永案件、その他の地区及び個別案件で、賃貸借が40件、使用貸借16件の計56件になります。以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第21号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第21号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第21号については承認されました。

議長 以上で、令和7年4月28日開会の第4回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和7年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____